

亀山市告示第26号

亀山市農業集落排水事業辺法寺地区における処理区域を図面のとおり変更するので、亀山市農業集落排水処理施設条例（平成17年亀山市条例第124号）第4条の規定により告示する。

なお、図面は、亀山市建設部上下水道局下水道室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年2月27日

亀山市長 櫻井 義之